

## フィールド6 自立協働

次に、フィールド6 自立協働について、申し上げます。

まず、**安全安心な生活空間の形成**についてでございます。

交通安全対策の推進につきましては、交通死亡事故ゼロを目指し、加害者にも被害者にもならないよう、新居浜市交通安全計画に基づき、交通安全教室の積極的な開催や新居浜市交通指導員による街頭指導等を通じ、子どもから、高齢者までの全市民に対する各世代に応じた交通安全意識の普及・啓発に努めてまいります。

防災体制の強化につきましては、平成23年4月から運用を開始している新居浜市防災行政無線と市内各自治会が所有している放送設備とを接続することによって、可聴範囲の拡大を図り、より確実な緊急情報伝達体制の確立を図るため、平成25年4月から新システムの運用を開始することとしております。

また、災害時の防災・減災活動への積極的な参加・支援はもとより、平常時からの地域での活発な活動を推進する中心的な人材を育成するため、平成25年度におきましては、特に女性の視点からの防災・減災・避難所運営に重点を置き、女性防災士の確保に努めてまいります。

さらには、平常時からの自助、共助による減災活動を支援するため、自主防災組織に対する防災資機材の整備や校区自主防災組織が主催する防災訓練や防災講演会への支援、高齢者世帯等に対する家具転倒防止及びガラス飛散防止フィルムの設置に係る補助制度を新設することによって、本市の総合的な地域防災力の向上と防災意識の向上を図るとともに、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定に取り組んでまいります。

次に、**消防体制の充実**についてでございます。

警防体制の充実につきましては、消防救急無線が電波法の改正により平成28年5月末までにデジタル化へ移行する必要があるため、平成25年度より整備工事に着手いたします。

救急救助体制の充実につきましては、救急救命士、救急標準課程修了者の計画的養成及び救急資機材等の計画的整備を図り、救急体制の充実を図るとともに、複雑多様化する各種災害等に対応するため、専門職員の養成や各種資機材等の更新整備を計画的に実施してまいります。

消防団の活性化につきましては、別子山地区の瀬場・肉淵・成の消防分団詰所を統合し、別子小中学校の敷地内に分団詰所を新たに整備いたします。

次に、**消費者の自立支援と相談体制の充実**についてでございます。

**消費生活相談体制の充実と関係団体との連携強化**につきましては、消費者安全法に基づく消費生活センターとして消費生活相談体制を確保し、複雑多様化している悪質商法被害の早期解決や未然防止のため、今後も専門知識及び相談対応能力の向上により、相談体制の充実強化に努めてまいります。

**消費生活改善の意識啓発と情報提供**につきましては、最新の消費者情報や危害・危険情報をホームページや広報紙などを活用して情報提供を行うとともに、消費生活展の開催や出前講座などにより、広い視点からの消費生活改善の意識啓発を行ってまいります。

次に、**男女共同参画社会の形成**についてでございます。

**男女共同参画の意識の高揚**につきましては、「男女共同参画推進条例」及び「第2次新居浜市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画推進週間等における啓発をはじめ、各種施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

**DV対策の推進**につきましては、平成25年度に配偶者暴力相談支援センターが設置されますことから、さらなる被害者支援の充実強化に努めますとともに、新居浜市DV対策連絡会議等と連携・協力し、DV被害者支援等に取り組んでまいります。

**女性の政策・方針決定の場への参画促進**につきましては、委員会・審議会等への女性の参画率は、平成24年4月に33.1%と前年比0.3ポイント増加しましたが、第5次長期総合計画中間年の目標であります平成28年度40%に向けて、様々な視点からさらなる努力を行い、目標達成に向けて取り組んでまいります。

次に、**人権の尊重**についてでございます。

**社会における人権・同和教育及び啓発の推進**につきましては、新居浜市人権尊重のまちづくり条例及び人権施策基本方針に基づき、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、お茶の間人権教育懇談会、差別をなくする市民のつどい、人権講演会等の実施により、家庭、地域、職場などあらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進いたします。

**学校における人権・同和教育の推進**につきましては、教職員の人権・同和教育観の確立と指導力の向上を図るとともに、人権問題について正しい認識を深め、差別をしない、させない、許さない、児童・生徒の育成に努めてまいります。

また、校区別人権・同和教育懇談会を継続実施し、学校と家庭・地域が一体となった人権教育を推進いたします。

次に、**地域コミュニティの充実**についてでございます。

地域コミュニティ活動への支援につきましては、地域コミュニティの中心的役割を果たしている自治会活動を支援するために、平成25年度は、八雲自治会館の建設に対し、補助を行ってまいります。さらに、自治会館の補修、放送施設等の新設・修繕等に対し支援を行うとともに、自治会防犯灯のLED化の方策について検討を進めてまいります。

また、自治会加入率につきましては、連合自治会と連携し、継続した加入促進活動を行うとともに職員の加入促進にも努め、加入率の向上に取り組んでまいります。

地域コミュニティの再生につきましては、地域が主体となり、環境・福祉など地域社会における様々な課題解決に取り組む地域コミュニティ再生支援事業を新たに実施いたします。

次に、**多様な主体による協働の推進**についてでございます。

推進体制及び制度の整備につきましては、市民と行政が協働して公共施設の清掃・美化活動を行う公共施設愛護事業の活動支援を充実するとともに、協働事業市民提案制度などを活用して、市民との協働事業の推進を図ってまいります。

次に、人材の育成と自治体経営力の向上につきましては、協働を担う人材育成のため、課題を発見する能力、企画立案能力、問題解決能力等の研修の充実を図ってまいります。また、地域課題を解決するため、市職員の協働への意識改革と能力開発に取り組んでまいります。

中間組織への支援と連携強化につきましては、NPO間や、市民活動団体と行政の媒介役としての中間組織の役割や機能の充実により、市民活動の活性化や協働環境の整備にも繋がることから、まちづくり協働オフィス事業を推進し、対等なパートナーシップに基づく積極的な連携を図ってまいります。

NPO活動への支援につきましては、さまざまな分野で活動しているNPOについて、自主性を尊重しながら、法人格を付与する「認証制度」などの周知に努め、その活動がさらに活性化されるように側面的支援を行ってまいります。

次に、**国際化の推進**についてでございます。

多文化共生社会の推進につきましては、引き続き、外国人のための日本語教

室の開催や外国人とのコミュニケーションを支援する日本語教師養成講座を開催するとともに、より多くの情報を多言語で翻訳し情報提供を進め、外国人の生活支援を行ってまいります。

国際化を進める体制づくりにつきましては、引き続き、在住外国人や本市を訪れる外国人を支援するための対応窓口を設置し、通訳や情報提供等の支援を行ってまいります。また、外国人と市民の国際交流・理解を深める手助けとなる国際化ボランティア登録制度の周知に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、国際化に関する情報交換や情報共有を図ってまいります。